

第2次

伊方町 男女共同参画 基本計画

概要版

誰もがいきいきと活躍できる
よろこびの風薫るまち 伊方



伊方町イメージキャラクター
サダンディー

男女共同参画社会とは

(男女共同参画が実現された社会をイメージすると…)

家庭では

- 家事や育児、介護など男女が協力し、負担が偏ることがありません。
- 仕事と家庭生活や地域活動とのバランスがとれた、豊かな暮らしが実現されています。



学びの場では

- 男女平等の視点に立った保育や学校教育が推進され、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人を育てています。
- 地域で誰もが参加しやすい学習の場が整い、男女が共に積極的、主体的に参加しています。



働く場では

- 女性の働く機会が増え、意欲に応じて活躍できる場が広がっています。
- 出産後も安心して子育てしながら働くことができる環境が整っています。
- 職場や議会などの場において、男性の意見も女性の意見も平等に反映されています。



地域社会では

- 町内会や地域の活動で、性別にかかわらず個々の意見が反映されています。
- 男女が個性と能力を発揮しながら、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています。
- 人にやさしく、暮らしやすい地域づくりが実現されています。



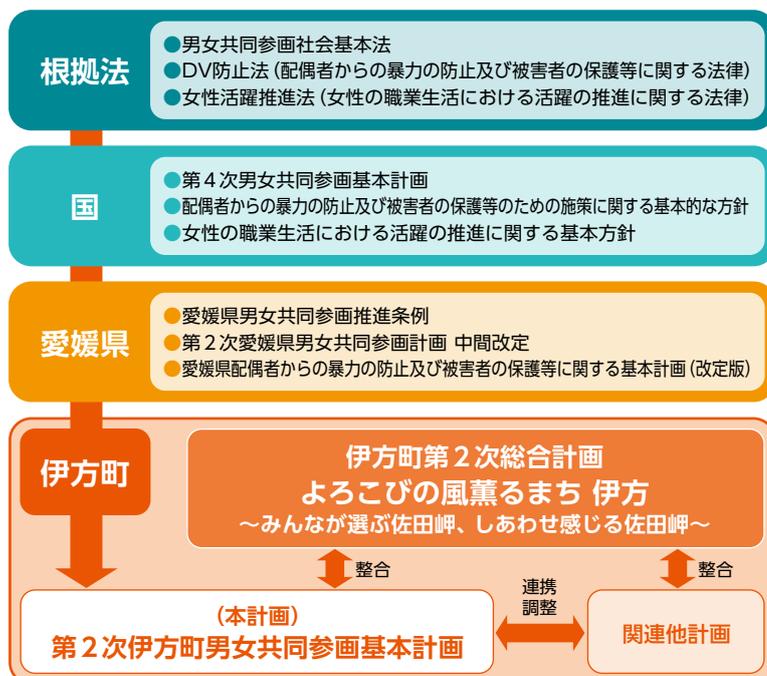
令和2年3月
伊方町

第2次伊方町男女共同参画計画とは

- 地域社会における人々の意識や慣習の中に根強く残る「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」を払拭し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す、まちづくりの指針となる伊方町が策定する計画です。
- 平成22年に第1次計画を策定し、この度、これまでにみえてきた本町の継続的な課題や新たな課題、国や県の動きなど社会的背景を踏まえ「第2次伊方町男女共同参画計画」を策定しました。

【計画の位置付け】

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村計画です。
- 「DV防止法」に基づく市町村基本計画です。
- 「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画です。
- 「伊方町第2次総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。

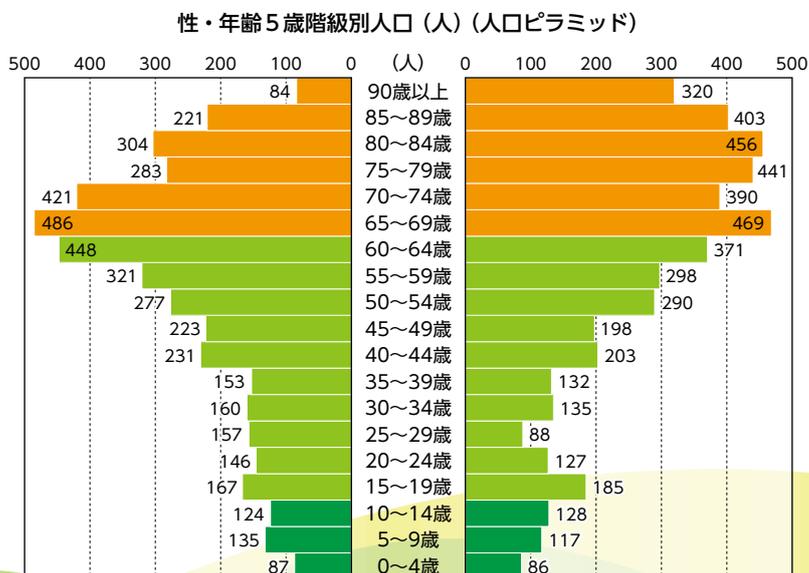


【計画の期間】

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間です。
 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を前期計画期間とし、その最終年度である令和6（2024）年度に、その成果や課題を踏まえ、次の5年間に向けた見直しを図ります。

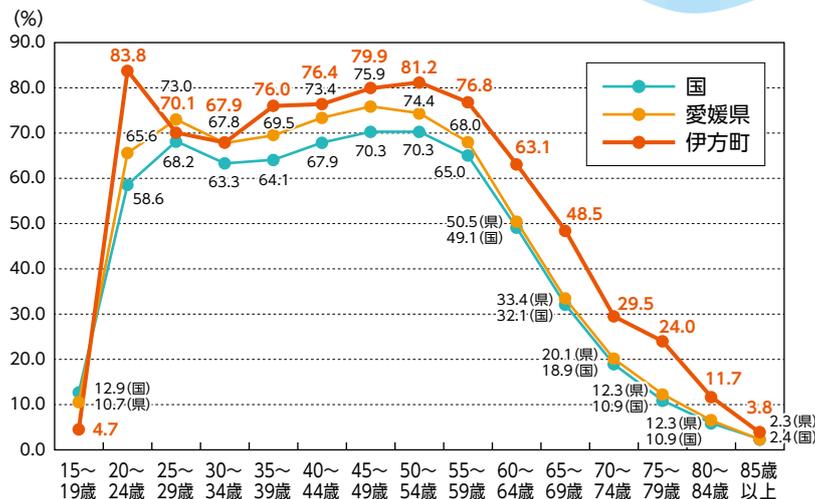
伊方町の今にフォーカス！

- 本町では65歳以上の高齢者人口が半数近くを占め、少子高齢化の進行がうかがえます。
- 60歳代後半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、70歳代後半からは、女性の人口が男性を大きく上回っています。



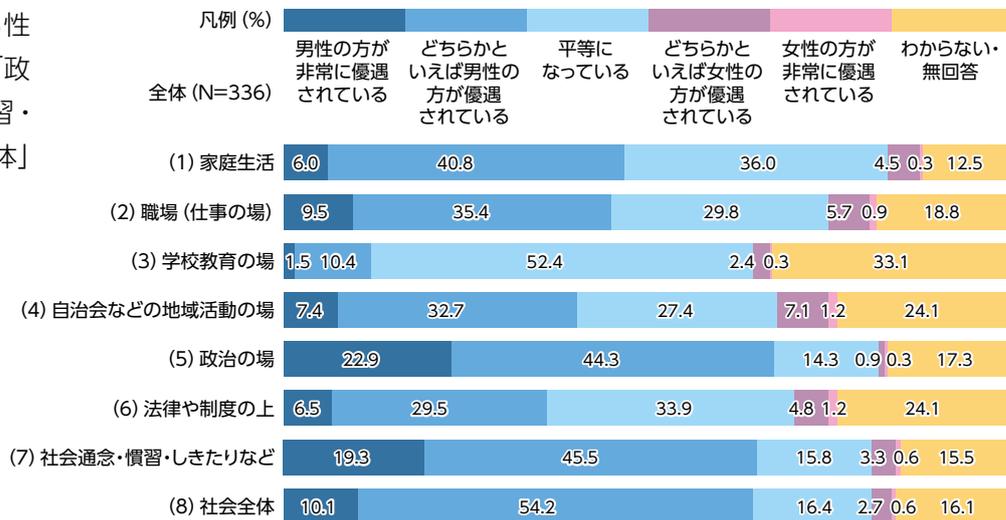
●本町では女性の就業率は増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また「M字カーブ*」の状況にあります。

※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

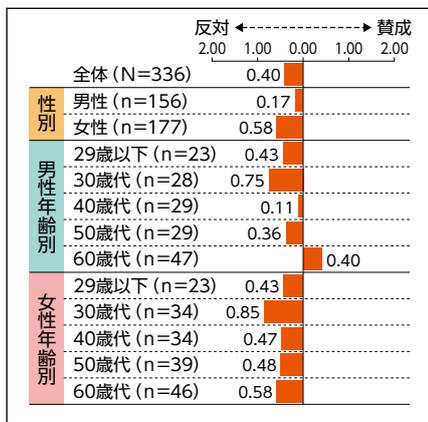


アンケート等から読み取れる現状と課題

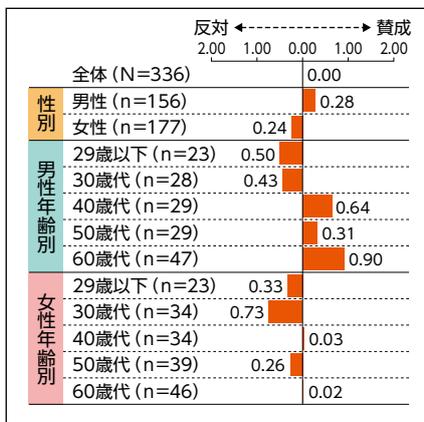
○全ての分野において男性優遇意識が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で高くなっています。



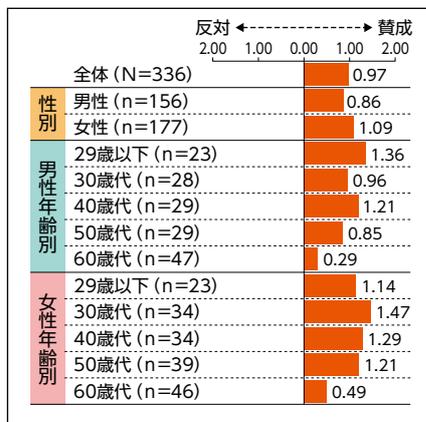
(1) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



(2) 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方



(3) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい



- 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方には、男女共に若い年齢層ほど賛成する人が多くなっています。
- 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については、若い年齢層ほど反対する人が多く、一方で男性は、年齢が上がるほど賛成する人が多いなど、性別や年齢によって差が大きくなっています。

計画の基本理念

伊方町では、次に掲げる「基本理念」に基づき、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮しながら活躍できる社会の実現に向けて、様々な取組を推進します。

基本理念

誰もがいきいきと活躍できる
よるこびの風薫るまち 伊方

目標実現に向けての取組

基本目標 Ⅰ お互いを認め合うまちづくり

- 男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤となる人権尊重の意識づくりを推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。
- 学校教育における人権と男女共同参画に関する教育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習など様々な機会を通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

【基本施策1】 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向	具体的な施策
(1) 人権を尊重する意識づくり	<ul style="list-style-type: none">• 人権意識の啓発• 人権意識の育成• 広報等における配慮
(2) 男女共同参画の理解促進	<ul style="list-style-type: none">• 男女共同参画に関する啓発活動の推進• 男女共同参画週間等の周知• 啓発資料の収集・作成



【基本施策2】男女共同参画を推進する学びの場の充実

施策の方向	具体的な施策
(1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 学びの場における男女共同参画の意識づくり • 男女混合名簿の適切な利用の促進 • 進路指導體制の強化 • 男女共同参画に関する研修の充実 • 国際交流活動事業 • グローバル人材育成の推進
(2) 多様な社会教育機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭教育の促進 • 地域学習の促進



基本目標 II 誰もがいきいきと活躍できるまちづくり (女性活躍市町村推進計画)

- 社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の登用を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。
- 雇用の場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや、子育て支援、介護支援の充実等に取り組むとともに、地域活動や防災活動における男女共同参画を促進します。

【基本施策3】あらゆる分野における女性活躍の推進

施策の方向	具体的な施策
(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 審議会委員等への女性の参画促進 • 女性の登用の促進 • 民間部門における女性の参画拡大 • 町政への関心の喚起 • 町政への意見提案募集
(2) 女性人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> • 女性人材の把握と活用 • 女性を対象にした各種学級 • 栄養学級 • 人材育成事業 • 女性団体連絡会への活動支援 • 女性の起業支援
(3) 農林水産業等における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 組合の委員等への女性の参画促進 • 家族経営協定締結に関する啓発 • 農業者年金加入に関する啓発 • 女性が生産活動しやすい環境づくり • 伊方町生活研究協議会等への活動支援 • 労働に関する相談体制の整備



【基本施策4】誰もが働きやすい職場環境づくり

施策の方向	具体的な施策
(1) 雇用の機会均等と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 事業主に対する法制度に関する啓発 • 住民に対する啓発 • 男女共同参画に関する情報提供 • 職業訓練の促進 • 就職活動支援
(2) 共に働きやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> • セクシュアルハラスメント等に関する啓発 • 職員等に対する啓発



【基本施策5】仕事と家庭生活の調和の推進

施策の方向	具体的な施策
(1) ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進	<ul style="list-style-type: none"> • ワーク・ライフ・バランスについての啓発 • 育児休業制度等の周知や利用促進 • 保育サービス等の充実 • 子育て支援の環境整備 • 介護保険サービス等の利用促進
(2) 働き方の見直しと男性の家事等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> • 労働時間短縮に向けた啓発 • 男性の家事等への参加促進



【基本施策6】地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向	具体的な施策
(1) 地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 地域活動における女性の参画拡大 • ボランティア等の育成支援 • 地域活性化事業 • 防犯活動への男女共同参画の促進 • 子どもの交流活動の推進
(2) 防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 防災活動への男女共同参画の促進 • 女性消防団員の充実強化 • 学校等での防災教育



基本目標 Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

- 様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた取組を推進します。
- 関係機関との連携を強化し、被害者に対する相談支援の充実に取り組みます。
- 誰もが生涯を通じて健康に暮らせるための支援をはじめ、地域共生社会の考え方に基づく、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【基本施策7】 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

施策の方向	具体的な施策
(1) 暴力を許さない意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力をなくす運動の啓発 ・ 児童虐待防止の推進 ・ 高齢者虐待防止の推進
(2) きめ細かな相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口等の周知 ・ DV相談に関する情報提供 ・ DV被害に関する相談体制の充実 ・ 児童虐待に関する相談体制の充実 ・ 高齢者虐待に関する相談体制の充実



【基本施策8】 生涯を通じた健康づくりへの支援

施策の方向	具体的な施策
(1) ライフステージに応じた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じた性教育等の推進 ・ 健康を脅かす問題についての啓発 ・ 相談体制の充実 ・ 健康教育の充実 ・ 健康教育の充実 ・ 心と身体の健康相談の充実
(2) 母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦保健指導の推進 ・ 各種健康診査の実施



【基本施策9】 安心して暮らす福祉の充実

施策の方向	具体的な施策
(1) 地域における福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の推進 ・ 相談体制の充実 ・ 介護家族の支援 ・ 介護予防ボランティアの養成
(2) 多様な生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭への支援の充実 ・ 高齢者福祉の推進 ・ 障害者福祉の推進



計画の推進体制

- 庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。
- 「伊方町男女共同参画基本計画策定委員会」において、本計画の実施状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、適宜、施策の見直し等を図ります。
- 町の広報やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く周知します。
- 計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図ります。

計画の数値目標

	評価項目	現状値 令和元(2019)年度	中間目標値 令和6(2024)年度	把握方法
1	「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	16.4%	30%以上	町民アンケート
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方に反対する人の割合	56.8%	70%以上	町民アンケート
3	町の管理職（室長級以上）における女性の割合	21.5%	増加	庁内資料
4	町の審議会等における女性委員の占める割合	22.7%	35%	庁内資料
5	女性委員のいない審議会数の割合	29.4%	0%	庁内資料
6	「職場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	29.8%	50%以上	町民アンケート
7	町民の育児休業取得率	男性 1.3% 女性13.0%	男性 5%以上 女性25%以上	町民アンケート
8	役場の男性職員における育児休業取得率	0%	増加	庁内資料
9	DV被害について「相談窓口を知らない人」の割合	20.8%	0%	町民アンケート
10	男女共同参画社会基本法の内容（意味）を知っている町民の割合	39.0%	50%以上	町民アンケート
11	町の政策に「女性の意見が反映されている」と思う町民の割合	29.2%	50%以上	町民アンケート

第2次伊方町男女共同参画基本計画【概要版】

発行／令和2年3月

問合せ先／伊方町役場 総務課 総務管理室

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993-1

TEL:0894-38-2655 FAX:0894-38-1373